外国人との共生社会の実現に向けた取組と課題

「生活オリエンテーション」と「相談窓口」を中心に

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

ChatGBT（OpenAIに学習させた高度なAIチャットボット） による回答

日本の多文化共生の課題は何か。 What are the challenges in realizing multicultural coexistence in Japan?

文化差異に対する偏見や差別：日本には多様な文化や宗教が存在しますが、これらに対する偏見や差別がまだ存在しています。これは、文化や宗教に対する認識の不足や情報不足から来ることがあります。

Xenophobia and prejudice: Despite a growing number of foreign residents in Japan, xenophobia and prejudice remain issues, with some segments of Japanese society being resistant to the idea of multiculturalism.

言語障壁：外国人の多い地域では、言語障壁が生じることがあります。これは、外国人が日本語を習得することが困難であることから来ます。

Language barriers: Many foreign residents in Japan struggle to learn the Japanese language, which can make it difficult for them to fully participate in society and access important services.

就労機会の制限：外国人は、技能や資格を有していても、就労機会に制限があることがあります。これは、企業や雇用者が外国人を雇用することを避ける傾向があることから来ます。

Legal barriers: Immigrants in Japan often struggle with the country's strict immigration laws, which make it difficult for them to obtain permanent residency or citizenship.

社会的不平等：外国人は、社会的不平等を経験することがあります。これは、外国人が日本の社会に完全に統合することが困難であることから来ます。

Workplace discrimination: Foreign workers in Japan often face discrimination in the workplace, including being paid lower wages, given fewer opportunities for advancement, and being subjected to harsh working conditions.

Lack of support for immigrants: Japan has traditionally been a homogeneous society, and as a result, it has not developed the kind of infrastructure and support systems for immigrants that are common in other countries.

多文化共生の社会を実現するには、偏見や差別の撤廃、言語障壁の解消、就労機会の拡大、社会的不平等の解消などが求められます。

Despite these challenges, many foreign residents in Japan have successfully integrated into society and made meaningful contributions to their communities. Nevertheless, there is still much work to be done to ensure that Japan becomes a truly inclusive and multicultural society.

令和３年度 在留外国人に対する基礎調査－主な結果①(回答者属性・生活環境全般の満足度)－

■ 回答者の国籍・地域は、「中国」（28.8%）、「ベトナム」（16.4%）、「ブラジル」（11.5%）の順に多い。
■ 回答者の在留資格は、「永住者」（29.0%）、「技術・人文知識・国際業務」（14.4%）、「技能実習」（12.1%）の順に多い。
■ 日本での生活に満足している者（「満足している」＋「どちらかといえば満足している」）は、87.8%（令和２年度調査と比較すると、4.2ポイント増）。
また、日本語能力が高ければ高いほど、同割合は大きくなる傾向にある。

回答者の属性

国籍・地域

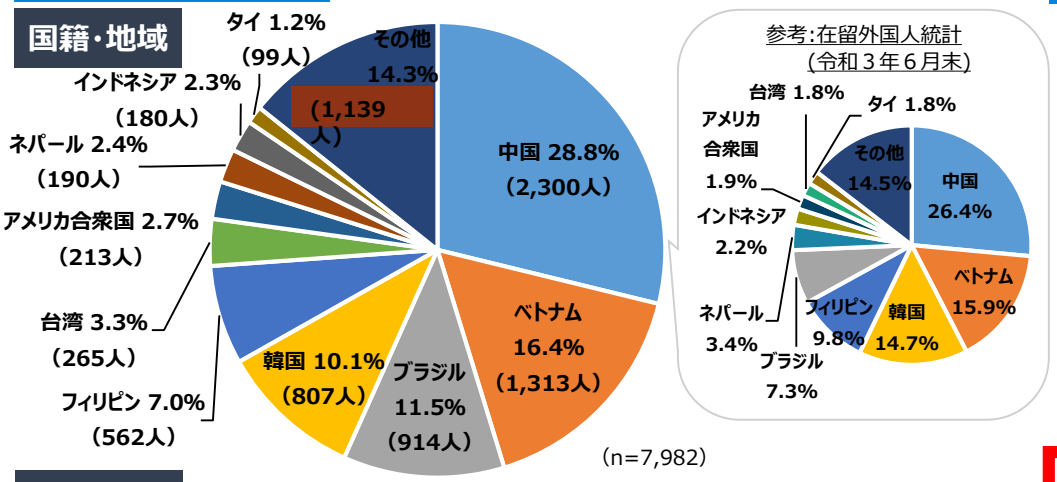

（n=7,982）

在留資格

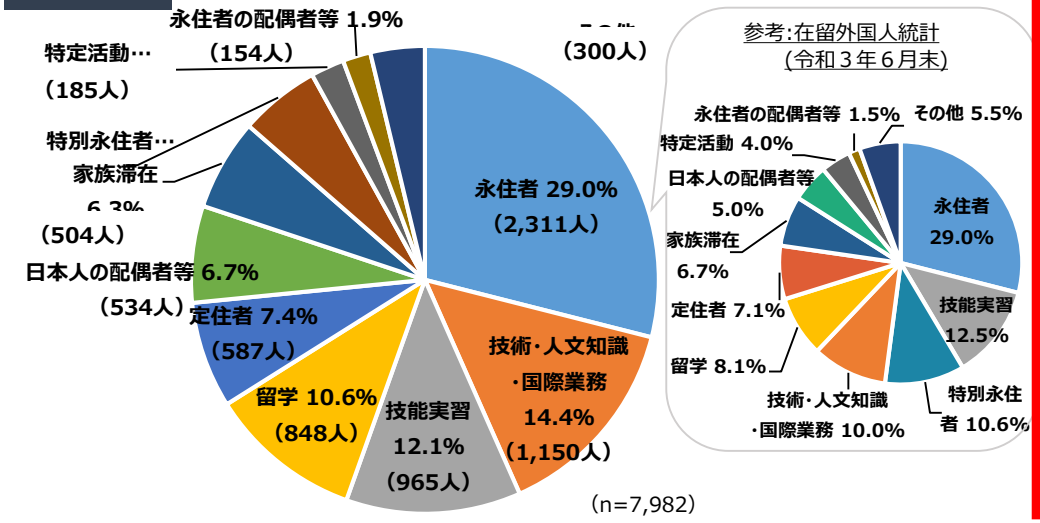

（n=7,982）

生活環境全般の満足度

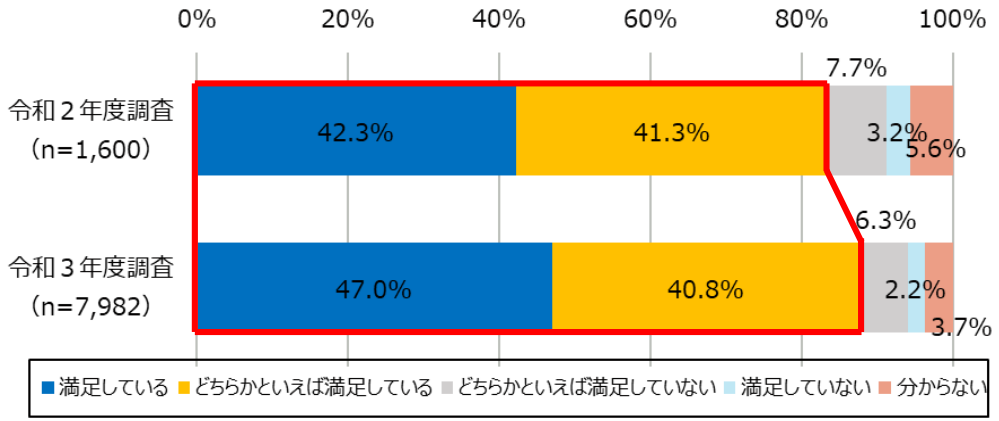

日本語能力別（話す・聞く）

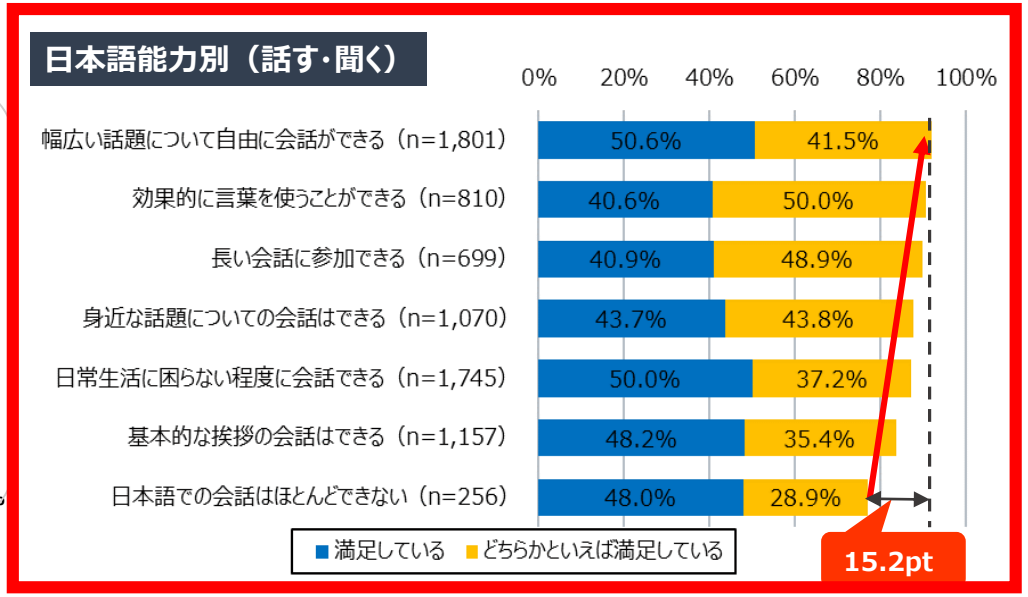

日本語能力別（話す・聞く）

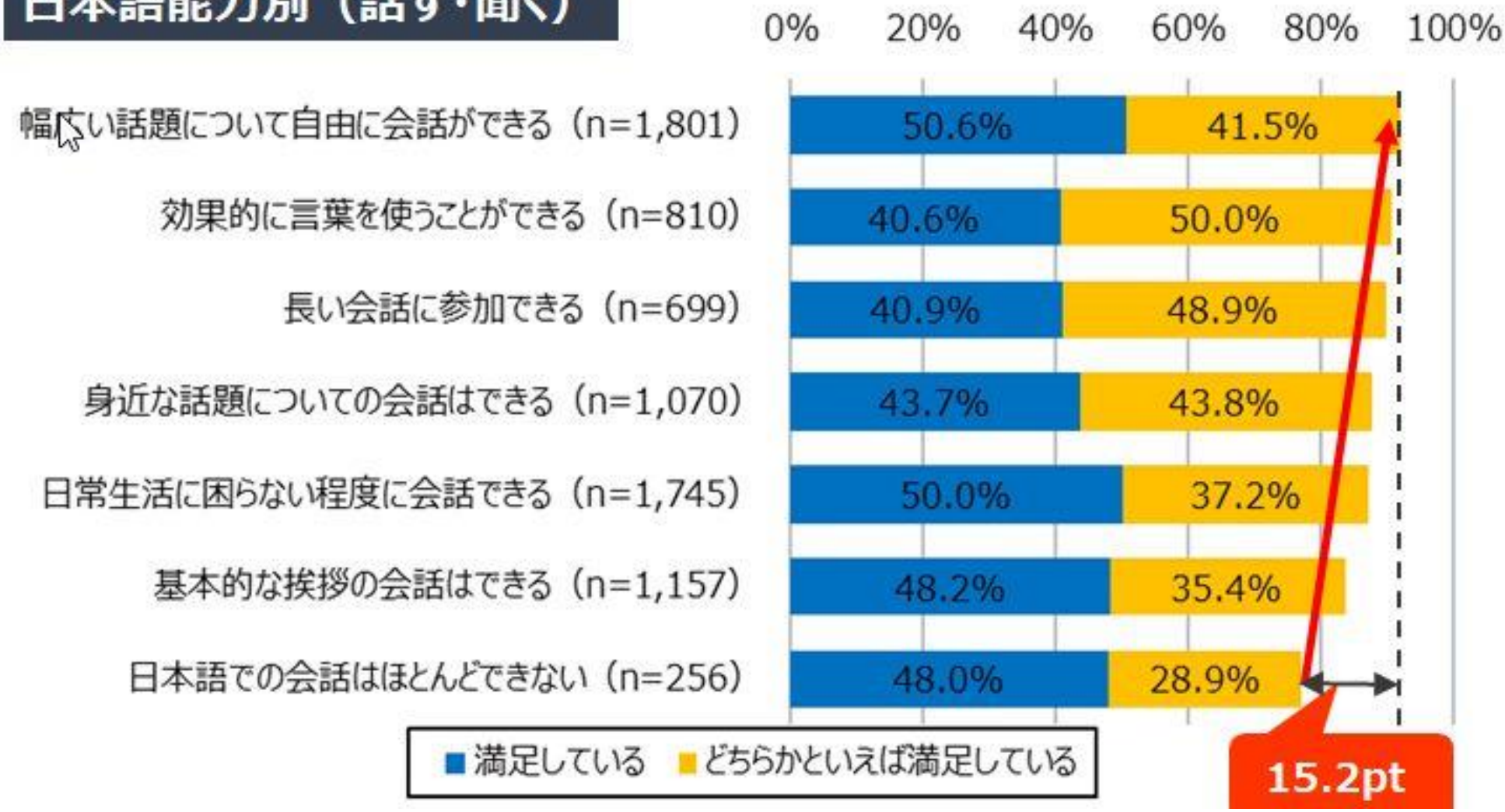
0%
20%
40%
60%
80%
100%
幅広い話題について自由に会話ができる（n=1,801）
50.6%
41.5%
効果的に言葉を使うことができる（n=810）
40.6%
50.0%
長い会話に参加できる（n=699）
40.9%
48.9%
身近な話題についての会話はできる（n=1,070）
43.7%
43.8%
日常生活に困らない程度に会話できる（n=1,745）
50.0%
37.2%
基本的な挨拶の会話はできる（n=1,157）
48.2%
35.4%
日本語での会話はほとんどできない（n=256）
48.0%
28.9%
満足している
どちらかといえば満足している
15.2pt

生活オリエンテーション

受講歴の有無

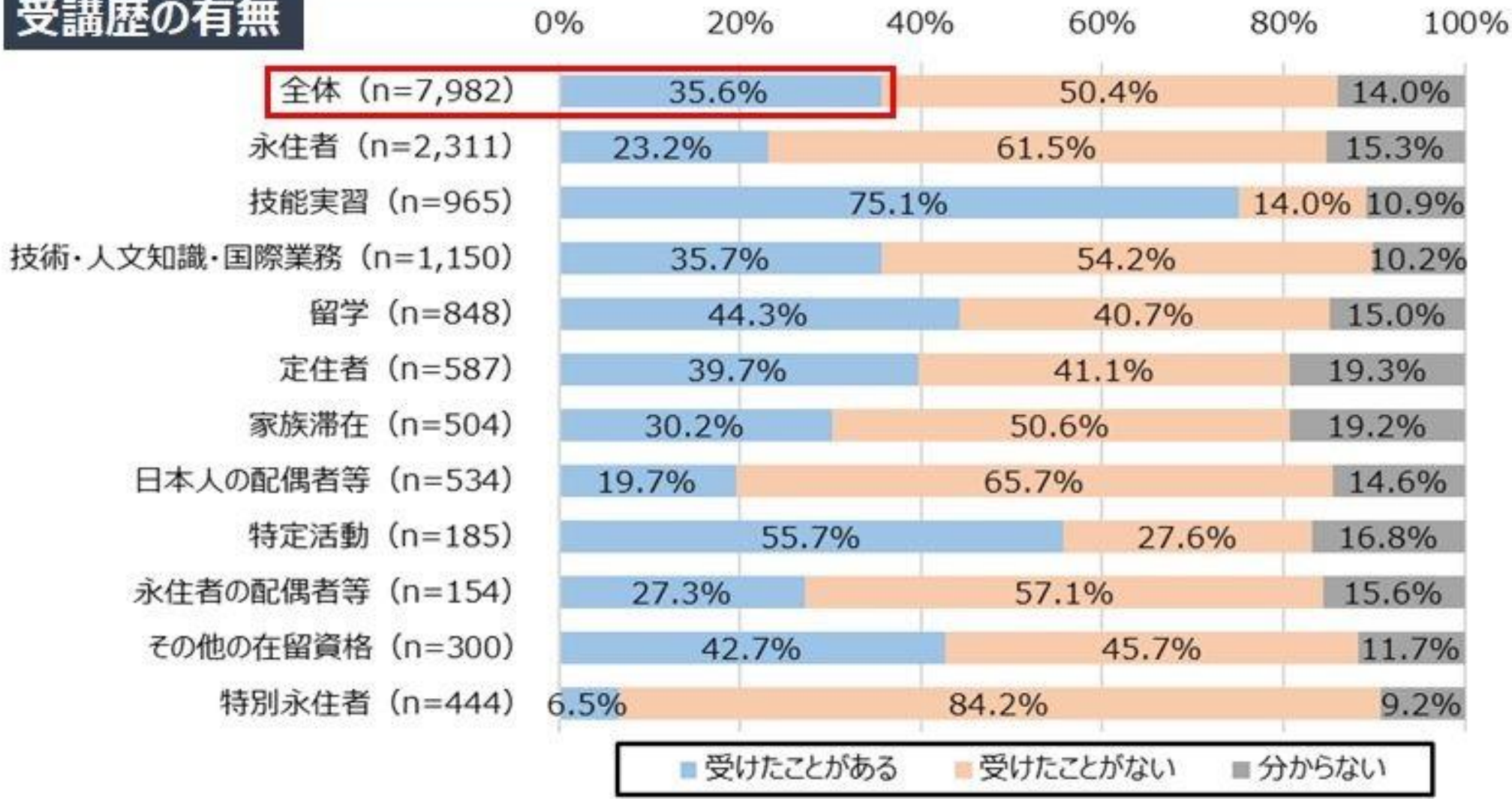

公的機関へ相談する際の困りごと

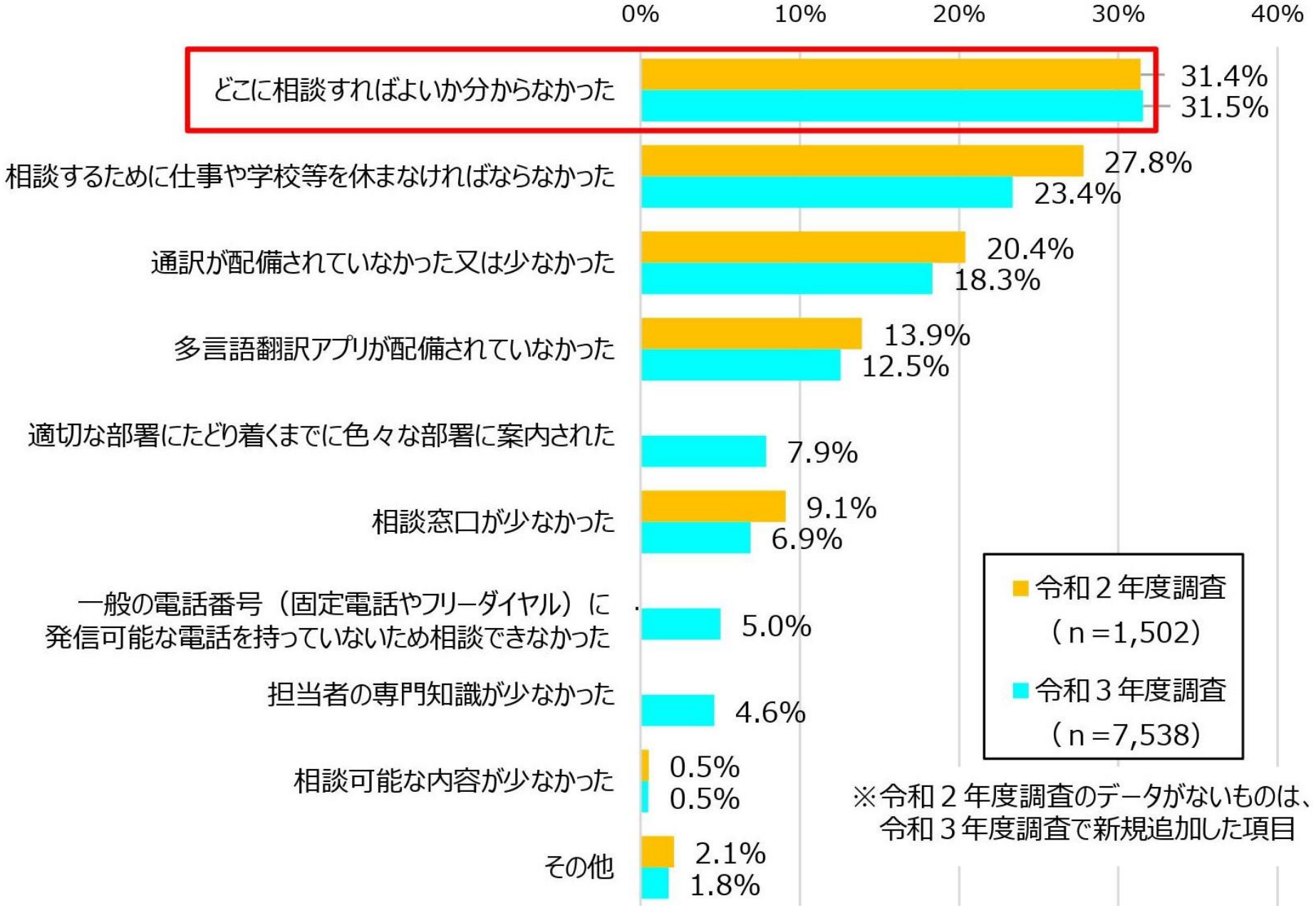

※令和２年度調査のデータがないものは、令和３年度調査で新規追加した項目

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）

外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（３つのビジョン）を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として４つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後５年間に取り組むべき方策等を示すロードマップを策定

１　基本的な考え方

外国人の在留状況

◎在留外国人の増加

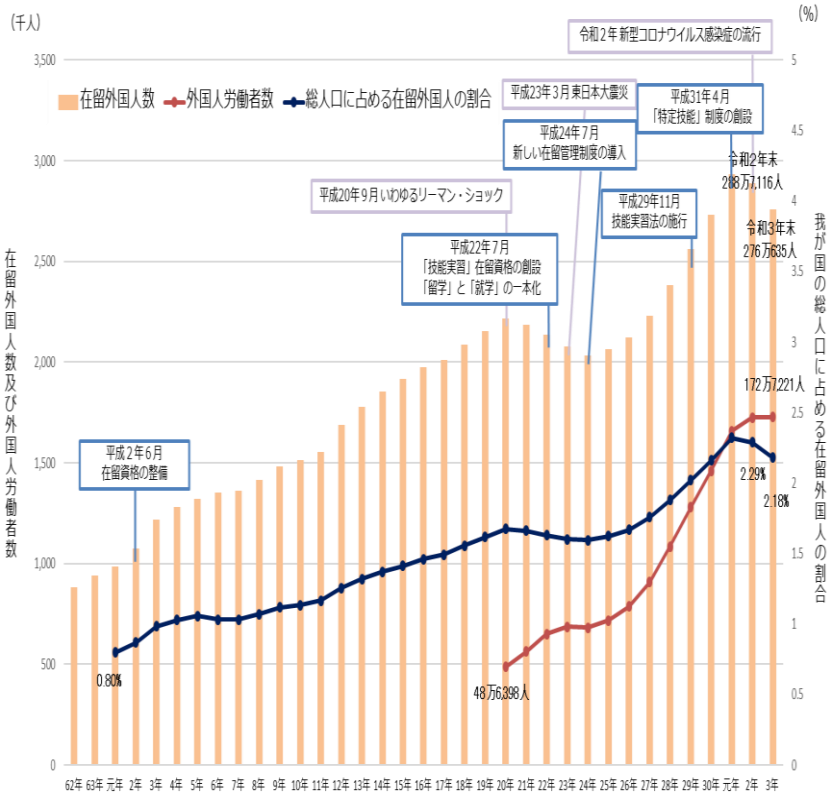

◎出身国籍・地域の多様化

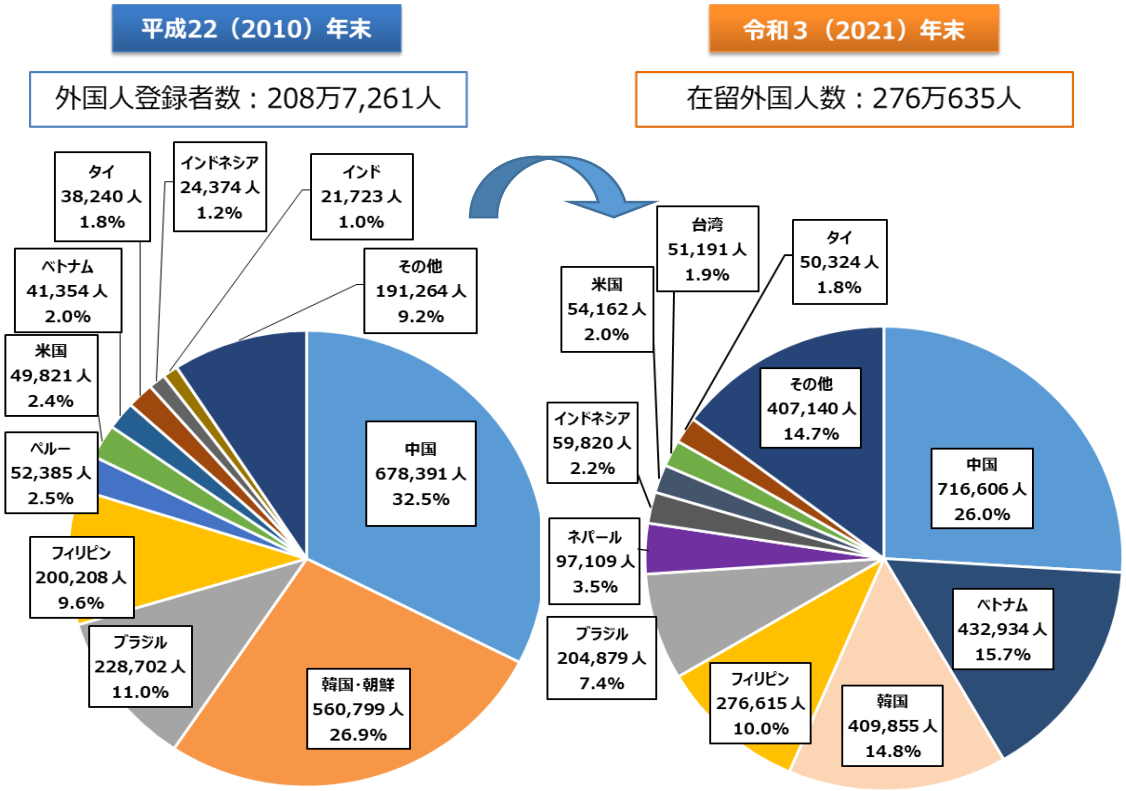

共生施策の変遷

- ■「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（H18.12.25）
- ■「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」(H30.6.15)
- ■「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」設置（H30.7.24）
- ■「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（H30.12.25、以後３回改訂）

総合的対応策の改訂などにより充実が図られてきたものの、短期的な課題への対応にとどまる

目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定

2　目指すべき外国人との共生社会のビジョン（３つのビジョン）

安全・安心な社会

　これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ活力ある社会

　様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を尊重した社会

　外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

3　取り組むべき中長期的な課題（４つの重点事項）

1　円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2　外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

3　ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4　共生社会の基盤整備に向けた取組

4　重点事項に係る主な取組

☆１　円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

○都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科】《1》
○「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科】《3》
○生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務】《6》
○生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科】《8》
○来日前に円滑なコミュニケーション力を身につけるための海外における日本語教育環境の普及【外務】《9》
○日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科】《11》

☆２　外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

○「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務】《17》
○マイナポータル等を活用した情報発信【法務】《18》
○外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】《20》
○多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組【総務】《23》
○外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務】《27》
○やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】【文科】《31》《32》

☆３　ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

○子育て中の親子同士の交流や子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【厚労】《33》
○住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科】《36》
○公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科】《47》
○高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科】《49》
○ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による職業相談の実施、外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援【厚労】《57》
○定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労】《61》
○年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労】《63》
○「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務】《66》

☆４　共生社会の基盤整備に向けた取組

○「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務】《67》《68》
○学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科】《71》
○在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務】《74》
○外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備【厚労】《75》
○民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務】《80》
○出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務】《82》
○マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務】《85》
○外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務】《86》

5　推進体制

○　計画期間は令和８年度まで
○　有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
○　総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

令和５年度外国人受入環境整備交付金の概要について（案）

出入国在留管理庁

令和５年度政府予算案　１１億円

概要

■目的

在留外国人が在留手続，雇用，医療，福祉，出産・子育て，子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう，情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し，多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

■交付対象

・全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）

・複数地方公共団体による「共同方式」も交付対象

■交付限度額（整備事業・運営事業共通）

区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	－	1,000万円
市町村	5,000人以上	1,000万円
	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

■交付率

区分	内容	交付率
整備事業	新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費	必要経費の10分の10
運営事業	一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費	必要経費の2分の1（※）

※ 運営事業の地方公共団体負担分については，地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされています。

事業スキーム

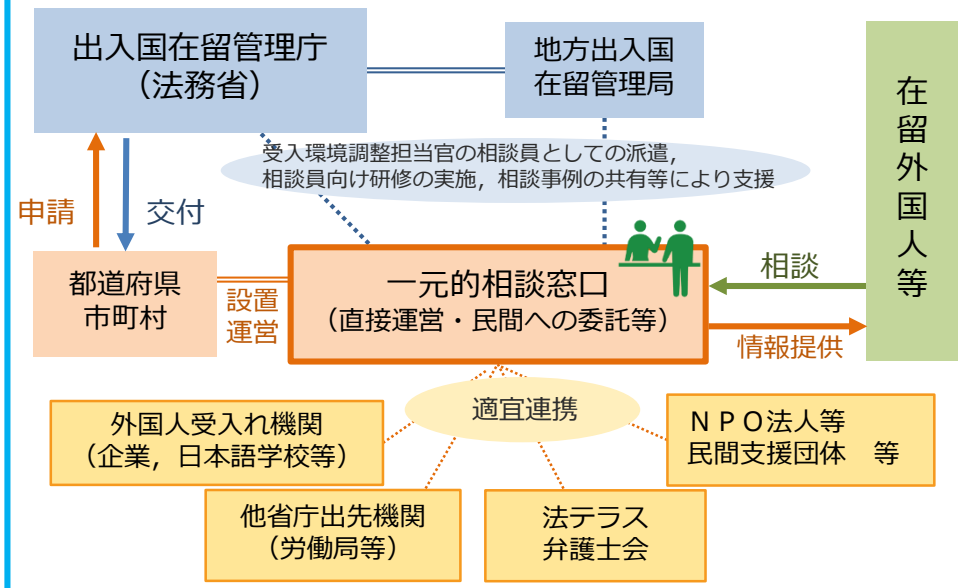

ウクライナ避難民対応の特例

ウクライナ避難民に対して行う情報提供等のための特別な対応をする場合に要する経費（運営事業）について、交付限度額を超えて交付決定等を行う措置を引き続き実施予定（令和５年９月末までの運営費が対象）。

特例措置適用のイメージ

例：A県（交付限度額1,000万円）

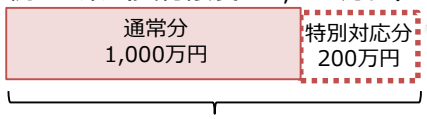

交付決定額1,200万円

特例措置の対象となる経費の例

●情報提供等に使用する資料の翻訳費、印刷費

●相談対応を行うための通訳費、人件費、窓口運営費

（参考）一元的相談窓口設置・運営ハンドブック

一元的相談窓口を設置・運営している地方公共団体の取組等について紹介するハンドブックについて、オンライン相談の取組事例、一元的相談窓口でも使用できる通訳支援事業の紹介を加えるなどの改訂を令和４年１１月に行いました。

一元的相談窓口の設置や事業充実を検討する際の参考にしてください。 https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/12_00067.html

在留支援のためのやさしい日本語ガイドラインの概要

やさしい日本語は、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。

- 日本に住む外国人は、この30年で約３倍に増え、日本に住む外国人の国籍が多様化。
- 外国人が日本で安全に安心して生活するためには、国や地方公共団体からのお知らせなどを正しく理解することが必要。
- 多言語化を進めているが、これまでの日本語に関する調査によると、「日本語」を「日常生活に困らない言語」とした外国人は約63%、「希望する情報発信言語」として「やさしい日本語」を選んだ外国人は76%。
- やさしい日本語による情報提供・発信を進めることが有効であり、取組を進めるため、出入国在留管理庁と文化庁は、このガイドラインを作成。

１．在留支援のためのやさしい日本語 作成の3ステップ

ステップ１
日本人に
わかりやすい文章

→

ステップ２
外国人にも
わかりやすい文章

→

ステップ３
わかりやすさの
確認

ポイント

◆**情報を整理する**
- 伝えたいことを整理し、情報を取捨選択する。等

◆**文をわかりやすくする(１)**
- ３つ以上のことを言うときは、箇条書きにする。等

◆**外来語に気を付ける**

ポイント

◆**文をわかりやすくする(２)**
- 受身形や使役表現をできる限り使わない。等

◆**言葉に気を付ける**
- 簡単な言葉を使う。

◆**表記に気を付ける**
- 漢字の量に注意し、ふりがなをつける。等

日本語教師や外国人に、わかりやすいかどうか、伝わるかどうかをチェックしてもらう。

２．書き換えツールの紹介

やさしい日本語を作成するときに活用してもらうため、無料で公開されている日本語の難易度を調べるツールを紹介して

- やんしす
- やさにち
- チェッカー
- リーディングチュウ太

３．変換例と演習問題

- 実際の書き換え例を示して、気を付けるポイントを説明している。
- 演習問題を掲載し、実際に書き換えの練習を行うことができるようにしている。

ガイドライン解説動画

基礎編

演習編（ステップ１）

演習編（ステップ２）

YouTube法務省チャンネルにて公開中。

外国人在留支援センター

Foreign Residents Support Center

（アクセス／フロアガイド）

Phone Number 代表電話番号（でんわ） **0570-011000**（ナビダイヤル）

Opening hours 開庁時間（あいているじかん）

9:00～17:00 ※土・日・祝・年末年始は休庁

一部のIP電話及び海外からはこちら **03-5363-3013**

Address 住所（ばしょ）

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー13F

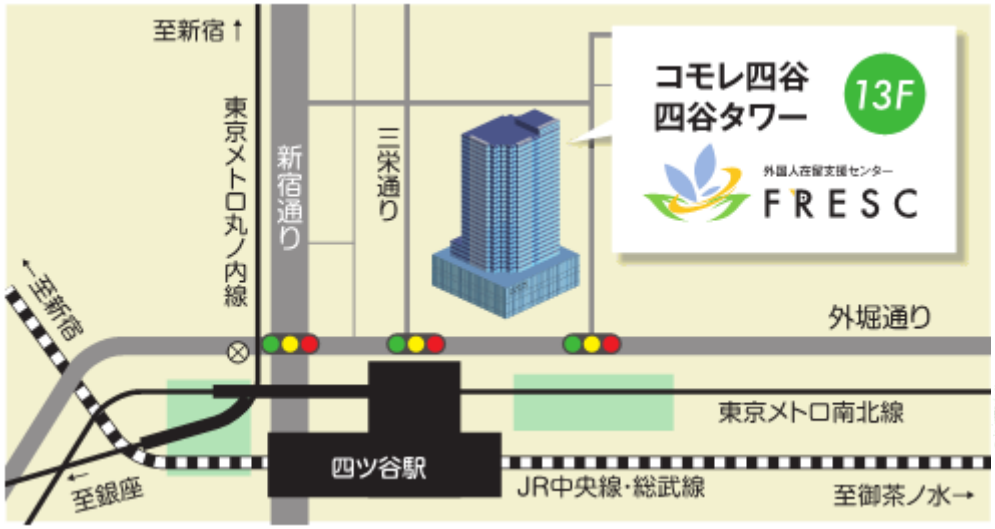

Access アクセス（あくせす）

- ○JR中央線・総武線 四ツ谷駅：徒歩1分
- ○東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅：徒歩3分
- ○東京メトロ南北線 四ツ谷駅：徒歩1分

外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）について

外国人在留支援センター FRESC

・２０２０年７月６日（月）に外国人在留支援センター（FRESC）が開所しました。

FRESCの入居機関

- ○出入国在留管理庁（在留支援課・開示請求窓口）
- ○東京出入国在留管理局
- ○東京法務局人権擁護部
- ○日本司法支援センター（法テラス）
- ○東京外国人雇用サービスセンター
- ○外務省ビザ・インフォメーション
- ○日本貿易振興機構（ジェトロ）
- ○東京労働局外国人特別相談・支援室

相談窓口の様子

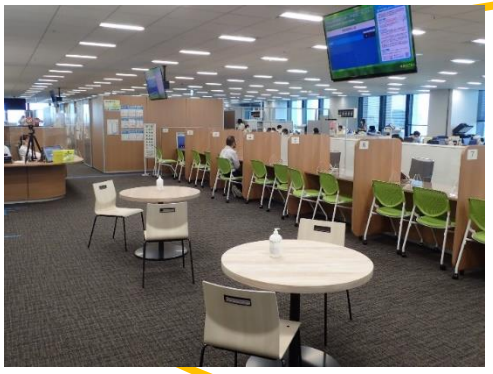

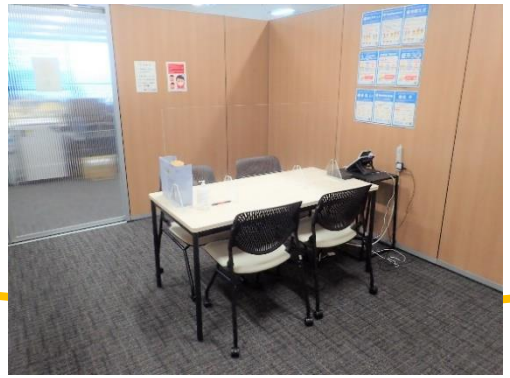

外国人在留支援センター　対応業務

担当	内容	対象者
出入国在留管理庁 在留支援課	外国人受入環境整備交付金による支援 地方公共団体の多文化共生担当職員への研修 地方公共団体への情報提供（多文化共生の好事例等） 政府の共生施策に関する問合せ	地方公共団体 地方公共団体 地方公共団体 地方公共団体
情報システム管理室	出入国在留管理庁（本庁）が保有する在留外国人等の出入（帰）国記録及び外国人登録原票の開示請求等の窓口 出入国管理システムの運用・管理	外国人、日本人 ―
東京出入国在留管理局	日本に在留する外国人や外国人を雇用したい企業関係者等向けの相談 在留外国人情報の管理	外国人、日本人、企業，学校
法務省 東京法務局人権擁護部	人権相談、人権侵犯事件の調査 人権等に関する人権啓発活動（講演会等の開催、人権啓発冊子等の配布等）	外国人、日本人 外国人、日本人、学校、企業等
日本司法支援センター（法テラス）	法的トラブルを抱えた外国人や外国人を支援する機関・団体・個人への法制度・相談窓口の情報提供	外国人
外務省 ビザ・インフォメーション	査証相談（査証の申請に係る一般的な各種相談）	外国人、日本人、学校、企業
厚生労働省 東京外国人雇用サービスセンター	職業相談・職業紹介（留学生、高度人材等） 外国人雇用に関する情報提供・相談等の事業主支援 就職面接会、就職支援セミナー等の企画・開催	外国人 企業 外国人、企業
東京労働局外国人特別相談・支援室	労働条件相談・支援 労働安全衛生に関する相談・研修・教育への支援	外国人、企業 企業
経済産業省 日本貿易振興機構（JETRO）	高度外国人材活用に関する相談・ハンズオンサービスの提供 高度外国人材活用セミナー等イベントの企画・開催	企業 企業

受入環境調整担当官について

1．受入環境調整担当官の配置

○外国人の受入れ環境整備を目的として、全国の主な地方出入国在留管理官署に担当者を配置。

2．主な役割

＜地方公共団体との窓口役＞
○外国人の受入れ環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関からの意見聴取
○在留外国人向けの相談窓口の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応、情報提供、研修の実施　等

→ 外国人との共生社会の実現に向けた諸施策を推進

生活・就労ガイドブックについて

出入国在留管理庁

概要

○　我が国に在留する外国人は増加（約２９６万人（2022年6月末現在））、国内で働く外国人も増加（約１７３万人（2021年10月末現在））

○　安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報について「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成（「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018年12月25日関係閣僚会議決定））

電子版

○　外国人が必要とする詳細な基礎的情報を、外国人生活支援ポータルサイトにおいて、多言語及びやさしい日本語で発信

冊子版

○　電子版のうち、絵図等を用いて、重要部分を抽出したやさしい日本語版を冊子化

- 入国・在留手続
- 市町村での手続
- 雇用・労働
- 出産・子育て
- 教育
- 医療
- 年金・福祉
- 税金
- 交通
- 緊急・災害
- 住居
- 日常生活
- 困ったときの問合せ先

ガイドブックにより期待される効果

・外国人が日本のルールや制度の概要を網羅的に把握

・地方公共団体をはじめとする外国人を支援する方が必要な情報に容易にアクセス

多文化共生社会の実現に寄与

これまで実施した施策

・やさしい日本語を含めた１６言語（※）に翻訳した上で、外国人生活支援ポータルサイトで公表している。今後も関係省庁連携の下、必要に応じてその内容を拡充していく。

※日本語（やさしい日本語含む。）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、フィリピノ語、タイ語、ネパール語、クメール語（カンボジア語）、ミャンマー語、モンゴル語、トルコ語、ウクライナ語

・やさしい日本語版の冊子を作成し、地方公共団体、地方出入国在留管理局及び日本語学校に配布。冊子のデータを関係省庁に提供。

「生活・就労ガイドブック」は，「外国人生活支援ポータルサイト」に掲載　https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html

外国人生活支援ポータルサイトについて

出入国在留管理庁

概要

○　日本に在留する外国人の方々やその支援者の方々に対して有用な情報を提供するために２０１９年４月１日に開設。
○　外国人向けに「生活・就労ガイドブック」（１６言語。やさしい日本語版を含む。）、国の機関・地方公共団体等向けに「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」などを公開。
○　**台風などの自然災害、新型コロナウイルスに関する情報・支援策**等の他省庁の施策のリンクなども掲載。

多言語での情報提供の現状

○　外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和４年度改訂）施策番号２７に基づき、行政情報・生活情報を多言語・やさしい日本語で発信。

○　多言語で情報発信をしても，掲載場所の多くは日本語で作成されたそれぞれの省庁のホームページであり、日本語が得意ではない外国人が検索してその情報にたどり着くことは困難。

対応策

- 外国人生活支援ポータルサイト上に各言語ごとにリンク集を作成。
- 出入国在留管理庁に新たな情報の掲載を定期的に依頼。

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和４年度改訂）施策番号２７

○外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める〔全省庁〕

期待される効果

・外国人がそれぞれの使用言語のリンク集をお気に入り登録。リンク集を閲覧すれば、多言語化された情報にアクセスすることが可能に。

・定期的に各省庁に照会することで、ポータルサイトに掲載されている情報を更新。

外国人がそれぞれの使用言語で容易に、最新の情報にアクセスすることができる環境を構築

外国人生活支援ポータルサイト（言語を選ぶ）　**https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html**

新しいコロナウイルスの影響で困っている外国人のための

ＦＲＥＳＣヘルプデスク

FRESCヘルプデスクは，新しいコロナウイルスの影響で仕事がなくなったなど，生活に困っている外国人の相談を電話で聞きます。

あなたを助けることができる仕組みや，在留＜＝日本にいること＞のために必要なことなどを教えることができます。困ったことがあるときは，電話をかけてください。

曜日と時間

曜日：月曜日から金曜日まで
時間：午前９時から午後５時まで
（土曜日，日曜日，祝日は開いていません）

ことば

日本語，ベトナム語（Tiếng Việt），中国語（中文），英語（English），韓国語（코리언），スペイン語（Español）

ポルトガル語（Português），ネパール語（नेपाली भाषा），タイ語（ภาษาไทย），インドネシア語（Bahasa Indonesia）

フィリピノ語（Filipino），ミャンマー語（မြန်မာဘာသာစကား），クメール語（ภาสาเขฺมร），モンゴル語（Монгол）

フランス語（français），シンハラ語（සිංහල），ウルドゥー語（اردو），ベンガル語（বাংলা）

TEL（お金はかかりません）

０１２０－７６－２０２９

外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ）

https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html

出入国在留管理庁におけるワクチン接種の実施

令和３年９月
出入国在留管理庁

帰国困難な短期滞在者		中長期在留者	退去強制手続中の者
現居住先が判明している者 （以前に中長期在留者であった者など） 約１４，０００人	居住先が未判明のもの 約１，０００人	転居等により 所在が不明の者 約２，０００人	在宅調査中，仮放免中の者 約３，０００人

出入国在留管理庁から
案内はがきの一斉送付（１０月初め）

○　ホームページ，ＳＮＳによる広報
○　地域コミュニティ向けの情報発信
○　ＮＰＯ等支援者によるサポート
○　退去強制手続中の者への個別の案内

市区町村においてワクチン接種券交付のための手続
※　厚労省・入管から接種券の速やかな交付に向けた諸々の協力について依頼

ワクチン接種券の交付を受けていない者について交付のための手続その他可能な限りの支援を行う

ワクチン接種のための情報発信・相談・予約支援（市区町村，ＦＲＥＳＣなど）

市区町村内，大規模接種センター等での接種

出入国在留管理庁の協力依頼先医療機関で接種

ＦＲＥＳＣワクチン予約電話窓口での予約
予診票の作成支援
予約・接種状況に関する個人データの管理

※　中長期在留者で既にワクチン接種券の交付を受けている者も予約の上で接種可能

ウクライナ避難民の受入れ・支援等の状況について

令和５年２月１０日
出入国在留管理庁

ウクライナ人の在留状況及び最新の避難民に関する情報

◆ **令和3年末時点ウクライナ人在留者数** １，915人

◆ **ウクライナからの避難民受入れ数** ２，291人

（令和4年3月2日 (総理による受入れ表明日)～同5年2月8日 短期滞在等・速報値)

・男女別：男 598人、女 １，693人

・年代別：18歳未満 438人、18歳以上61歳未満 １，553人、61歳以上 300人

・入国時身元保証人なし 232人

◆ **ウクライナ避難民の在留者数（在留資格別）**(令和5年2月8日時点・速報値)

・全在留者数 ２，179人

（うち 特定活動 １，981人、短期滞在 29人、その他 169人）

◆ **一時滞在施設入所者数** 61人(令和5年2月8日時点・速報値)

政府全体の検討体制

◆ ウクライナ避難民対策連絡調整会議

◆ ウクライナ避難民の対応に関するタスクフォース

出入国在留管理庁の体制等

◆ 法務省 ウクライナ避難民受入れ支援対策本部

◆ 出入国在留管理庁 ウクライナ避難民受入れ支援対策PT

◆ 地方出入国在留管理官署 ウクライナ避難民受入支援担当
（計66か所）

ウクライナ避難民受入支援事業の委託に係る経費

◆ 令和3年度（約5．2億円）に引き続き、令和4年度予備費の使用が決定（約19億円。令和4年6月28日閣議決定）

ウクライナ避難民全体への支援

◆ **渡航支援（自力で渡航手段を確保できない者に限る）**

・政府専用機による受入れ（令和4年4月5日に20人）

・商用機の座席借上げによる受入れ
（令和4年4月9日から同5年2月8日までに計221人）

◆ **ウクライナ避難民ヘルプデスクの設置**

・ウクライナ語、ロシア語対応

・土日祝を含めた午前9時から午後8時まで電話（フリーダイヤル）、メール対応

◆ **在留ウクライナ人への支援の申出窓口**

・出入国在留管理庁で支援の申出を受け付けるための案内を同庁HPに掲載

◆ **情報提供等のためのサイトの設置**

・我が国が提供する支援等に関する情報を郵送、メール及びHP等で提供

・支援申出のあった物品・サービスをマッチングするためのサイトを開設

◆ **「ウクライナ避難民であることの証明書」の発行**

・行政手続等を円滑にするため、「ウクライナ避難民であることの証明書」を発行

◆ **在留資格について柔軟な対応**

・「特定活動（1年・就労可）」に迅速に変更するなど、柔軟な対応

・在留資格を変更することで、住民登録、在留カードの発行、国民健康保険の加入等が可能になる。

【参考】

・日本語教育の支援（文化庁） ・就労支援（厚生労働省）

身元引受先のない人への支援

◆ **一時滞在施設の提供**

◆ **生活費等の支給**

・生活費日額 ２，400円（一時滞在施設滞在中等は減額）

◆ **日本語教育の実施**

・一時滞在施設において日本語教室を開設

◆ **カウンセリング、行政手続支援等**

・来日時における健康状態・ストレス度等のチェック

・健康診断・カウンセリング

・在留資格変更、住民登録、口座開設等の手続支援

◆ **地方自治体・民間企業等とのマッチング**

・令和5年2月8日までに、135世帯209人のマッチングが成立

【参考】

・身元引受先のある人については、日本財団が支援を実施
※申請数が上限（2，000人）に達した時点で募集は終了となる旨HPに記載あり

地方自治体への情報提供等

◆ **全自治体向けオンライン説明会の実施**

・避難民に対する生活費等の支援、我が国での教育、就労、医療・介護、保育・子育て、日本語教育等に関する支援等について担当省庁から説明（令和4年4月21日）

◆ **地方自治体への情報提供とウクライナ避難民受入支援担当による相談対応**

・避難民に提供した情報について、全国の自治体に提供

・避難民支援担当が各自治体と連携し、ニーズの把握、相談対応等実施

ウクライナ避難民全体への支援

◆ **ウクライナ避難民受入支援担当による相談対応**

・全国66カ所にウクライナ避難民への担当（計208人）を配置

・避難民本人からの困り事などを聞き取り調査。地方自治体等とも連携

◆ **ウクライナ避難民ヘルプデスクの設置**

・電話やメールでトラブル等の相談にウクライナ語で対応

◆ **在留ウクライナ人への支援の申出窓口**

・支援の申出を受け付けるための窓口を開設

◆ **情報提供等のためのサイトの設置**

・支援申出のあった物品・サービスをマッチングするためのサイトを開設

◆ **「ウクライナ避難民であることの証明書」の発行**

・行政手続等を円滑にするため、「ウクライナ避難民であることの証明書」を発行

◆ **在留資格について柔軟な対応**

・「特定活動（1年・就労可）」に変更するなど、柔軟な対応

・在留資格を変更後、住民登録、国民健康保険の加入等が可能

身元引受先のないウクライナ避難民への支援

◆ **一時滞在施設の提供**

・宿泊場所の提供

◆ **生活費等の支給**

・生活費日額　2，400円（一時滞在施設滞在中は減額）

・医療費の実費を負担

◆ **日本語教育の実施**

・一時滞在施設において日本語教室を開設

◆ **カウンセリング、行政手続支援等**

・来日時における健康状態・ストレス度等のチェック

・健康診断・カウンセリング

・在留資格変更、住民登録、口座開設等の手続支援

◆ **地方自治体・民間企業等とのマッチング**

・11月28日までに、117世帯183人のマッチングが成立

今 後 の 課 題

○　**滞在目的に応じた生活オリエンテーションの着実な実施**

⇒　第一に受入機関の責務、地方自治体の積極的取組にも期待

○　**地方公共団体の多言語対応一元的相談窓口の設置促進**

⇒　何処に住んでいようとも必要な情報が得られるネットワーク作り

○　**「やさしい日本語」の普及促進**

○　**日本語教育の機会と内容の多角化、教育の質の向上**

⇒　地域社会に溶け込むための「パスポート」のようなもの

Fin